



先端設備導入計画について



■先端設備導入計画について

先端設備導入計画とは、中小企業や小規模事業者の設備投資を支援し、労働生産性向上を図ることを目的とした制度です。労働生産性を一定以上向上させるための先端設備等を導入する計画を策定すると税制優遇や金融支援を受けることができます。設備購入のご予定があればぜひご検討ください。

■令和5年度税制改正

先端設備導入計画は令和5年度の税制改正により一部が変更となっています。以下改正前との比較です。

	改正前	改正後
対象法人	中小企業者等	同じ
適用要件	設備の取得前に先端設備導入計画の認定を受け、取得すること	同じ (投資利益率が年平均5%以上の投資計画)
機械装置	1台 160万円以上	同じ
器具備品	1台 30万円以上	同じ
建物附属設備	1台 60万円以上	同じ
測定・検査工具	1台 30万円以上	同じ
事業用家屋	取得価額 300万円以上の先端設備等と共に導入されたもの	対象外
構築物	1基 120万円以上	対象外
税制優遇	固定資産税の課税標準が3年間最大100%免除 (各自治体の判断によるがほぼ100%)	固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減 ※ <u>賃上げ表明</u> がある場合1/3に軽減される 令和6年3月31日までに取得：5年間 令和7年3月31日までに取得：4年間
金融支援	民間金融機関からの借入の際追加の保証を受けることができる	同じ
適用期限	令和5年3月31日までに取得した資産	令和7年3月31日までに取得した資産

■申し込み方法

・市区町村策定の「導入促進基本計画」の内容に沿った先端設備導入計画書を作成→認定支援機関より投資計画に関する確認書を発行してもらう→市区町村長に所定の計画書等を提出し認定を受ける。

■注意点

- ・中古資産は対象となりません。
- ・設備の取得より前に先端設備導入計画が作成、認定される必要があります。スケジュールをご確認ください。
(標準処理期間は30日です)
- ・税制優遇・金融支援を受けるためには認定支援機関の確認書等が必要ですので忘れずにご取得ください。



※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：大野)